



15 豊保地収第 337 号

平成 16 年 2 月 27 日

AEHF JAPAN 代表取締役 辻好美 様
化学物質過敏症患者の会 代表 海老原節子 様
化学物質問題市民研究会 代表 藤原寿和 様
環境アレルギー調査研究会・北陸 代表 瀬川忍 様
環境病患者会 代表 山田幸江 様
喜多見父母の会 代表 中村公美 様
子どもの健康と環境を守る会 代表 黒嶋恵 様
サステイナブル21 代表 小沢祐子 様
CS患者会 代表 道本みどり 様
シグナルキャッチ 代表 鹿児島ひとみ 様
ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 代表 立川涼 様
調和小学校保護者有志 様
特定非営利活動法人化学物質過敏症支援センター理事長横田克巳 様
日本消費者連盟関西グループ 世話人 山崎昌子 様
反農薬東京グループ 代表 辻万千子 様

豊島区池袋保健所長高橋忠雄



「保健所についての要望書」に対する回答

平成16年1月19日付の「保健所についての要望書」については下記のとおり回答します。

なお、室内空気環境に関する相談・測定業務を平成9年度より開始し、平成13年度より「豊島区健康的な室内空気環境の確保に関する相談実施要綱」を定めて事業化したなかで、シックハウス症候群等への対応もおこない、数名の化学物質過敏症患者の方からのご相談もいただいた経緯があります。

その相談の際には、この事業が室内空気環境に関する相談受付や測定の実施・情報の提供を中心に、各種情報を集めながら対応している状況もあって、一部化学物質の測定や不安感の軽減、生活保護認定への協力等はできましたが、化学物質過敏症の発症予防や、発症者への支援協力までには到りませんでした。

発症者に対する各種支援事業の必要性は理解しておりますが、財政状況も殊のほか厳しく、現在のところ、庁内関係部署への周知並びに、区民への啓発を

中心に対応している状況での回答であることを申し添えます。

記

- 1、 関連学会・NPOのシンポジウムやセミナー、専門誌や業界紙よりシックハウス等について広く情報を収集し、関連の職員に提供しています。特に健康相談担当の保健師を対象に対応例を交えた研修会を3回開催しました。また医師係長の異動時オリエンテーションでは、シックハウス・化学物質過敏症対応例について研修をおこなっています。
- 2、
 - (1) 関連部局の課長および係長を対象に、研修会並びに情報連絡会を3回開催しました。その後は個別に相談対応や情報提供をおこなっています。
 - (2) 公共施設の新築・改修工事発注の際は、仕様書にシックハウス対策を明記し、建材選定・施行時の注意指導を促しています。
 - (3) 区有施設については、全庁的に禁煙化・分煙化が進んでおり、公共施設についても同様の取り組みがなされています。
- 3、 教育委員会学務課・保育園課に対しては、有料測定の受付、測定項目・測定機関の紹介等を含めての情報提供をおこなっています。就学対策は個々の症状に併せた個別対応が必要であり、発症予防については情報不足で対応が難しい現状です。
- 4、 いまだ取り組んだ実績はありません。一時避難場所の必要性は理解しておりますが、財政上の制約もあり、対応することが難しい状況です。
- 5、 就労対策への取り組みはありませんが、福祉担当と連携して、保健師の面接により生活保護の手続きを進めた実績はありますので、類似のケースについての対応は可能です。
- 6、 検査内容によっては、新しい施設の最新機器の使用が避けられず、発症の危険性もありますので、症状に合わせた個別の対応が必要と考えております。
- 7、 豊島区医師会に対して情報提供並びに協力要請を行い、医師会でも石川先生を招いて勉強会を開催するなど積極的に受け止めていただいております。
- 8、 一般区民を対象として、広くアレルギー・換気・シックハウス等を含めた啓発を当面の対応として実施しており、殺虫剤や消毒剤のむやみな使用については個別指導をおこなっております。

- 9、 年一回豊島広報に記事を掲載しています。豊島出前講座にこのテーマを掲げて、いつでも講師派遣できる体制をとっています。母親学級や親子教室等での講習をおこなっているほか、イベント等にシックハウス模型を展示して啓発をおこなっています。

東京都豊島区健康的な室内空気環境の確保に関する相談実施要綱

平成13年 2月 9日
区 長 決 裁

(目 的)

第1条 この要綱は、健康的な室内空気環境の確保に関する相談（以下「相談」という。）に必要な事項を定めることにより、室内空気環境に関する情報を提供し、区民が快適な室内の空気環境のもとに健康的な生活を送ることに寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「健康的な室内空気環境」とは、適度な温熱環境、穏やかな気流、清浄な空気が満たされた快適な環境をいう。
- (2) 「相談」とは、空気質・温度・湿度その他空気環境に関する問い合わせ及び要望をいう。

(相談者の範囲)

第3条 相談者の範囲は、次のとおりとする。ただし、営利を目的とする者を除く。

- (1) 区内に住所を有する居住者若しくは居住者によって構成される団体。
- (2) 区内の住居等に関して、その設計、建築及び販売又は管理等にたずさわる者。
- (3) その他相談を受けるのが適当であると認められる者。

(受付場所)

第4条 相談の受付は、豊島区保健所の生活衛生課環境衛生担当において行うものとする。

(相談に伴う試験検査等)

第5条 相談の処理上、必要があると認められ、かつ相談者が希望する場合は、東京都豊島区保健所使用条例に定める項目及びその他必要な項目について試験又は検査をおこなうことができる。

- 2 上記の豊島区保健所使用条例に定める項目について試験を希望する場合には、同条例にもとづく使用料を納めなければならない。ただし、同条例に定めのない項目、試験又検査の方法が簡略なもの及び特別な事由があると認められる場合にはこの限りでない。

(相談の処理)

第6条 相談は、相談者の意思を尊重し、適正かつすみやかに処理を行うものとする。

- 2 相談の内容が、関係行政機関の協力を必要とする場合には、すみやかにそのための措置を講ずる。
- 3 相談の内容が、住宅自体や住宅部品等に起因する内容等、専門の処理機関が調整することが望ましいと判断される場合には、適切な助言を行う。
- 4 相談の内容が、住宅等に係わる民事上の争い等の場合には、法律相談窓口等を利用するように要請する。

(相談の回答)

第7条 相談の処理及び結果については、相談者に対してすみやかに連絡を行う。

(情報の収集等)

第8条 相談の処理に必要な情報については、その収集、整理に努めるとともに、処理の完了したものは、情報資料として整理、保管を行う。

- 2 相談における基礎的な情報資料については 必要に応じて健康的な室内空気環境の確保に関する消費者教育に利用するとともに、区民ならびに関係機関等に提供を行う。

(試験、検査の充実)

第9条 相談の処理に必要な試験又は検査について、検査項目、検査方法の充実に努めるものとする。

附則

この要綱は、平成13年 4月 1日から施行する。

住まいの空気環境測定

ホルムアルデヒド	(4,200円)
ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド	(8,600円)
トルエン・キシレン	(5,300円)
トルエン・キシレン・エチルベンゼン	(12,700円)
パラジクロロベンゼン	(5,000円)
二酸化窒素	(4,200円)
ダニアレルゲン	(1,700円)

- * 新築・リフォーム等において刺激が気になっている方
- * ぜんそくやアトピー等のアレルギー症状が心配な方
- * 室内の空気環境を測定してみたい方 など



お問合せ先

池袋保健所 生活衛生課 環境衛生担当

TEL 3987-4176

ダニアレルゲン検査のご案内

アレルギー性疾患(小児ぜん息・アトピー性皮膚炎・鼻炎など)の原因となるチリダニのアレルゲン検査を有料で受け付けています。ご利用ください。

寝具やじゅうたんのゴミの中にある、チリダニのフンや死骸の量を4段階で判定します。

判定

非常に多い	350匹相当以上
多い	100匹相当
普通	50匹相当
少ない	10匹相当以下

なお、アレルギー性疾患のご家庭では「1㎡当たり 100匹相当以下が望ましい」とされています。

料 金 1カ所につき 1700円

受付日 第2・第4月曜日

結 果 約2週間後に郵送します

ゴミの取り方 専用のゴミ袋を掃除機のノズルかパイプの間にはさんで、
1㎡当たり1分間掃除機をかけます



問い合わせ先

池袋保健所 生活衛生課 環境衛生担当係

電話 3987-4176